

父母の会について

- 第1条[活動目的] 剣道の活動を援助し、先生と会員相互の親睦を深める
- 第2条[会員構成] 幼児・小学生・中学生会員の保護者で構成される
- 第3条[係員形式] 3名の世話役を中心にすべての保護者が係を担当する
- 第4条[稽古日当番] 幼児・小学生・中学生の保護者が順番で1名ずつ担当する
- 第5条[総会・会計] 総会は年に1度。会計期間は4月1日から翌年3月31日までとする
なお、行事報告・決算・予算案の配布で総会に代えることができる

《 係員方式について 》

剣心会では平成7年に役員制度が改定され「係員方式」を採用しています。係員方式は会の運営をまとめる世話役と、保護者全員がいずれかの係を受け持つ方法です。

世話役は3人で、代表先生との連絡や印刷物の作成、保険の申込に加え、各行事の係員を選出することが仕事です。例えば級審査では新入会員の保護者が係にあたるより、経験のある保護者が担当することが適切です。行事の内容によって分担を相談して決めますが、幼児がいる方や、家を空けられない方など、家庭の事情も考慮します。このように、適切な係を保護者全員で担当していただく方式を「係員方式」と呼んでいます。係員方式の中心となる世話役の選出は、経験があり、運営に積極的な方を選ばなければなりません。世話役の子どもが退会する場合もありますから、世話役の交代は必ずしも3人同時とは限りません。任期も一律には決められないので、適切な交代時期を探しながらの運営となります。

係員方式

- 1、世話役は3名（庶務2名・会計1名）適切な交代時期を以って任期とする
- 2、年間で行われる各行事の係を保護者全員で担当する
(おしるこ会・昇級審査・大田区剣道大会・その他)

平成15年4月 剣心会父母の会
平成23年5月 第5条一部改正
平成27年4月 第2条一部改正
平成27年4月 第4条一部改正